

- 住所 静岡県静岡市富里406番地2
琴香奈 昭和51年2月18日生
- 住所 浜松市東区大瀬町94番地1
琴正鏡 昭和56年11月8日生
- 住所 大阪府東大阪市末広町11番15号
李承美 昭和43年8月8日生
- 住所 大阪府東大阪市長登3丁目21番12号
李英吉 昭和44年12月24日生
- 住所 北海道北見市北通町4丁目5番30号
金藤子 昭和54年6月18日生
- 住所 広島市安佐北区龜山2丁目24番34号
金公子 昭和30年12月3日生
- 住所 横浜市青葉区藤が丘1丁目40番地7
文公三 昭和42年6月23日生
- 住所 愛知県高浜市二池町1丁目7番地34
菱英樹 昭和38年6月1日生
- 住所 愛知県春日井市篠木町1丁目84番地
千直美 昭和43年6月6日生
- 住所 愛知県春日井市篠木町1丁目84番地
千ナル三 昭和49年5月27日生
- 住所 愛知県豊田市市木町2丁目13番地4
新得善 昭和51年4月1日生
- 住所 名古屋市守山区百合が丘1604番地2
菱正行 昭和44年11月22日生
- 住所 滋賀県蒲生郡日野町松尾1丁目46番地
女圭秀 昭和59年12月26日生
- 住所 京都市中京区姉小路通若狭西入倉本町280番地
倉野照 昭和23年5月18日生

○外務省告示第二百七十四号
平成二十年四月二十二日にベルンで、資金洗浄
に關して没収された資産の分配に關する次の書簡
の交換がスイス連邦政府との間に行われた。
平成二十年五月十二日

(日本側書簡)
外務大臣 高村 正彦

(訳文)
書簡をもって啓上いたします。本使は、梶山進
による資金洗浄に關して没収された資産であつ
て、スイス連邦チューリッヒ州が保管するもの
の日本国政府とスイス連邦政府との間における分配
に關し、両政府の代表者の間で最近行われた討議
に言及するとともに、次の取極を日本国政府に代
わつて提案する光榮を有します。

1 スイス連邦政府は、日本国政府に対し、この
取極の効力発生の日の後一箇月以内に、前記の
資産の約五十パーセントに相当する二千八百九
十七万九千七百三十八・八八スイス・フランを
贈与する。

2 前記の梶山進による資金洗浄と同様の犯罪が
行われた場合において、いずれの政府も、相互
主義に基づき、かつ、自国の法令に従つて、自
国で没収された資産を他方の政府との間におい
て分配するものとする。
本使は、更に、この書簡及びスイス連邦政府に
代わつて前記の取極を確認する閣下の返簡が両政
府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下
の返簡の日付の日に効力を生ずるものとするこ
とを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下
に向かつて敬意を表します。
二千八年四月二十二日にベルンで
スイス連邦駐在
日本国特命全權大使 阿部信泰

外務省国際法局長
大使 パウル・ゼーゲル閣下
(スイス側書簡)

(訳文)
書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付
けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光
榮を有します。
(日本側書簡)

本使は、更に、スイス連邦政府に代わつて前記
の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの
返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その
合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものと
することに同意する光榮を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下
に向かつて敬意を表します。
二千八年四月二十二日にベルンで
スイス連邦
外務省国際法局長
大使 パウル・ゼーゲル

外務省告示第二百七十五号
日本国特命全權大使 阿部信泰閣下
ポツワナ共和国政府は、昭和三十八年四月二十
四日にウィーンで作成された「領事關係に關する
ウィーン条約」の加入書を平成二十年三月二十六

日に國際連合事務総長に寄託した。よつて、同条
約は、平成二十年四月二十五日にポツワナ共和国
について効力を生じた。
(平成二十年三月二十七日付け國際連合事務総
長書簡)
平成二十年五月十二日
外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第二百七十六号
エルサルバドル共和国政府は、昭和二十八年三
月三十一日にニューヨークで署名のために開放さ
れた「婦人の参政權に關する条約」の批准書を平
成二十年三月二十六日に國際連合事務総長に寄託
した。よつて、同条約は、平成二十年六月二十四
日にエルサルバドル共和国について効力を生ず
る。
(平成二十年三月二十七日付け國際連合事務総
長書簡)
平成二十年五月十二日
外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第二百七十七号
ジブチ共和国政府は、昭和二十五年十二月十五
日にブリュッセルで作成された「關稅協力理事會
を設立する条約」の加入書を平成二十年三月十九
日にベルギー王国外務省に寄託した。よつて、同
条約は、寄託の日にジブチ共和国について効力を
生じた。
(平成二十年四月八日付け在本邦ベルギー王国
大使館口上書)
平成二十年五月十二日
外務大臣 高村 正彦

○厚生労働省告示第三百五号
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部
を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第四十
二号)及び社会福祉に關する科目を定める省令(平
成二十年厚生労働省令第三号)の施行に伴い、次
に掲げる告示は、平成二十一年三月三十一日限り
廃止する。
平成二十年五月十二日
外務大臣 高村 正彦

厚生労働大臣 舛添 要一
一 社会福祉士及び介護福祉士法第七号第一号の
規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉
に關する科目(昭和六十二年厚生省告示第二
百一十号)
二 昭和六十二年厚生省告示第二百一十号(社会福
祉士及び介護福祉士法第七号第二号の規定に基
づき社会福祉に關する基礎科目を指定する件)

三 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号第二
号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会
福祉に關する科目(昭和六十二年厚生省告示第
二百一十号)
四 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一号
第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別
に定める実習に係る科目(平成二十一年厚生省告
示第二百五十七号)

五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第十九
条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
実習に係る科目(平成二十一年厚生省告示第二
百五十八号)
○厚生労働省告示第三百六号
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六
十二年厚生省令第四十九号)第五条の二の規定に
基づき、厚生労働大臣が別に定める科目を次のよ
うに定め、平成二十一年四月一日から適用する。
平成二十年五月十二日
厚生労働大臣 舛添 要一

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五
条の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に
定める科目
二 人体の構造と機能及び疾病
三 心理学理論と心理的支援
四 社会学理論と社会システム
五 現代社会と福祉
六 地域福祉の理論と方法
七 福祉行政と福祉計画
八 低所得者に対する支援と生活保護制度
九 保健医療サービス
十 権利擁護と成年後見制度

○厚生労働省告示第三百七号
精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)
第七号第一号の規定に基づき、精神保健福祉士法
第七号第一項の規定に基づき精神障害者の保健及
び福祉に關する科目を次のように定め、平成二十
一年四月一日から適用し、平成二十年厚生省告示第
八号(精神保健福祉士法第七号第一号の規定に基
づく精神障害者の保健及び福祉に關する科目(以
下「旧告示」という。は、平成二十一年三月三十
一日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日
前に修めた旧告示に基づく科目(すべての科目を
修めた場合に限り)は、この告示に基づく科目と
みなす。
平成二十年五月十二日
厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働大臣 舛添 要一

- 二 社会医療
- 三 低所得者に対する支援と生活保護制度

目

一 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち一科

目

一 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち一科

目

- 二 現代社会と福祉
- 三 地域福祉の理論と方法
- 四 社会医療
- 五 低所得者に対する支援と生活保護制度
- 六 福祉行政と福祉計画
- 七 保健医療サービス
- 八 権利擁護と成年後見制度
- 九 精神医学
- 十 精神保健学
- 十一 精神科リハビリテーション学
- 十二 精神保健福祉論
- 十三 精神保健福祉援助技術総論
- 十四 精神保健福祉援助技術名論
- 十五 精神保健福祉援助演習
- 十六 精神保健福祉援助実習

○厚生労働省告示第三百八号

精神保健福祉法(平成九年法律第百三十一号)第七條第二号の規定に基づき、精神保健福祉法第七條第二項の規定に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用し、平成十年厚生省告示第九号(精神保健福祉法第七條第二号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目)(以下「旧告示」という。)は、平成二十一年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日に修めた旧告示に基づく科目(すべての科目を修めた場合に限る)は、この告示に基づく科目とみなす。

平成二十年五月十二日

厚生労働大臣 舩添 要一

精神保健福祉法第七條第二号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目

- 一 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち一科

目

一 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち一科

目

一 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち一科

目

- 二 現代社会と福祉
- 三 地域福祉の理論と方法
- 四 社会医療
- 五 低所得者に対する支援と生活保護制度
- 六 福祉行政と福祉計画
- 七 保健医療サービス
- 八 権利擁護と成年後見制度
- 九 精神医学
- 十 精神保健学
- 十一 精神科リハビリテーション学
- 十二 精神保健福祉論
- 十三 精神保健福祉援助技術総論
- 十四 精神保健福祉援助技術名論
- 十五 精神保健福祉援助演習
- 十六 精神保健福祉援助実習

○国土交通省告示第五百六十九号

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第十一條第三項の規定に基づき、昭和四十八年運輸省告示第百三十七号(標準運送約款(一般乗用旅客自動車運送事業に係るものに限る。))を定め(性)及び昭和六十二年運輸省告示第百四十九号(標準運送約款(一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業に係るものに限る。))を定め(性)の一部を次のように改正し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十号)の施行の日(平成二十年五月十二日)から施行する。

平成二十年五月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款第四條第六号及び第七号中「旅客自動車運送事業等運輸規則」を「旅客自動車運送事業運輸規則」に改め、同條第十一号中「二種感染症」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を加える。

一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款第四條第六号及び第七号中「旅客自動車運送事業等運輸規則」を「旅客自動車運送事業運輸規則」に改め、同條第十一号中「二種感染症」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を加える。

同約款第二十四條第二項第三号中「第12条」を「第12条の4」に改める。

一般貨物旅客自動車運送事業標準運送約款第四條第六号及び第七号中「旅客自動車運送事業等運輸規則」を「旅客自動車運送事業運輸規則」に改め、同條第十一号中「二種感染症」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を加える。

同約款第十二條第一項第三号中「児童福祉法第7条、身体障害者福祉法第5条又は若死等福祉法第5条」を「児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、若死等福祉法第5条第1項の規定によりなお従前の例により運賃することができることとされた同項に規定する施設又は同法第58条第1項の規定によりなお従前の例により運賃することができることとされた同項」に改める。

同約款第十三條第二項第三号中「及び若死等福祉法第5条」を「、若死等福祉法第58条第1項の規定によりなお従前の例により運賃することができることとされた同項に規定する施設及び同法第58条第1項の規定によりなお従前の例により運賃することができることとされた同項」に改める。

○国土交通省告示第五百七十号

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第九條第三項(同法第二十三條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、標準運送約款(昭和六十二年運輸省告示第百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

標準運送約款旅客運送の部第三條第二項(イ)中「二種感染症」の次に「、新型インフルエンザ等感染症」を加える。

附 則

この告示は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十号)の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第五百七十一号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二條の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第二條の規定に基づき、告示する。

平成二十年五月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 一(一) 砂防法第二條の土地に係る河川等の名称 寺下谷
 - 一(二) 砂防法第二條の土地の表示 岐阜県多治見市笠原町字草土下三三三三番一内四等三角高富士下を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域(明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の区域及び昭和四十三年建設省告示第三千五百十八号で指定した第二十七号に掲げる土地の区域を除く)
- 基準点から二八三度四四分三三五秒 四一五・八〇五メートルの地点 一号

- 標柱一号から二〇一度二九分二四秒 八・六〇四メートルの地点 二号
- 標柱二号から二八七度〇三分〇二秒 一一・六五六メートルの地点 三号
- 標柱三号から一七八度〇〇分五五秒 四一・二三七メートルの地点 四号
- 標柱四号から二五五度五四分〇八秒 一一・九五八メートルの地点 五号
- 標柱五号から八五度二〇分五九秒 一四・九四〇メートルの地点 六号
- 標柱六号から一七七度四四分一五秒 三五・九五〇メートルの地点 七号
- 標柱七号から一九六度三分〇七秒 二四・九八九メートルの地点 八号
- 標柱八号から一七七度〇三分三六秒 二八・九五七メートルの地点 九号
- 標柱九号から二二五度〇八分二〇秒 七五・四四五メートルの地点 十号
- 標柱十号から一九一度二〇分三七秒 四二・七九一メートルの地点 十一号
- 標柱十一号から三二〇度五三分二六秒 五二・八七〇メートルの地点 十二号
- 標柱十二号から一八五度三〇分四六秒 九一・五四九メートルの地点 十三号
- 標柱十三号から一六六度三七分四八秒 八〇・六九八メートルの地点 十四号
- 標柱十四号から三六六度三二分三秒 二〇・〇八一メートルの地点 十五号
- 標柱十五号から三四四度一三分三秒 七九・一四一メートルの地点 十六号
- 標柱十六号から三一九度〇八分四六秒 一〇三・一二四メートルの地点 十七号
- 標柱十七号から三五二度三五分五七秒 三三・六七〇メートルの地点 十八号
- 標柱十八号から三四一度一六分二五秒 五六・五八二メートルの地点 十九号
- 標柱十九号から三五度〇〇分二一秒 七四・三三八メートルの地点 二十号
- 標柱二十号から三三度四七分〇三秒 三七・三八九メートルの地点 二十一号
- 標柱二十一号から二〇度一六分五二秒 一一・八四二メートルの地点 二十二号
- 標柱二十二号から三四九度一〇分〇六秒 二六・二八〇メートルの地点 二十三号